



# 島根県報

令和8年1月16日（金）

第 6 8 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定納付受託者の指定（2件）	（政策企画監室）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（地域福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建築住宅課）	3

### 【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	（農業経営課）	3
公共測量の実施	（技術管理課）	4
公共測量の終了	（ 〃 ）	4

### 【特定調達公告】

e L T A X 更改対応（令和7年度）に伴う島根県税務総合オンラインシステム 改修業務委託に係る随意契約の相手方等	（税 務 課）	5
島根県立中央病院の給食業務に係る総合評価一般競争入札の落札者等	（病 院 局）	5

**告 示****島根県告示第11号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

株式会社さとふる

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

## 2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいい、指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

## 3 指定納付受託者の指定をした日

令和7年12月25日

**島根県告示第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

P a y P a y 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

## 2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条に規定する寄附金をいい、株式会社さとふるが提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

## 3 指定納付受託者の指定をした日

令和7年12月25日

**島根県告示第13号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
島根県農業協同組合	松江市殿町19番地1	介護予防訪問入浴介護	J Aしまね斐川介護センター	出雲市斐川町莊原2172番地3	令和6年3月31日

		訪問入浴介護			
		訪問介護			令和7年11月 30日

### 島根県告示第14号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町八神1873-2

#### 2 指定の目的

水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第15号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和8年1月19日から施行する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

表松江市の項中「及び第311号」を「、第311号、第512号及び第514号」に改め、表出雲市の項中「、第313号」を「、第214号、第313号」に、「第711号、第713号」を「第611号、第711号から第713号まで」に改め、表益田市の項中「第412号」の次に「、第414号」を加え、表安来市の項中「第413号」を「第112号、第313号及び第413号」に改める。

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
出雲市武志町209番	田	875

出雲市武志町210番	田	1,417
出雲市武志町530番	田	756
出雲市武志町532番 1	田	1,030

## 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和8年3月1日	権利の始期から令和12年12月31日まで	20,390

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和8年1月30日

## (2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

## (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸山達也

## 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

## 2 作業期間

令和7年12月25日から令和8年3月25日まで

## 3 作業地域

松江市美保関町雲津地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年12月19日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和7年9月29日から同年12月19日まで
- 3 作業地域  
益田市全域

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年1月16日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
e L T A X 更改対応（令和7年度）に伴う島根県税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
島根県税務総合オンラインシステム共同企業体  
代表者 富士通 J a p a n 株式会社 西日本公共ビジネス統括部（島根） シニアディレクター 湯川 洋祐  
島根県松江市学園南二丁目10番14号  
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号  
構成員 F L C S 株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市大手町二丁目7番10号
- 5 随意契約に係る契約金額  
43,095,360円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年1月16日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 業務名  
島根県立中央病院給食業務
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1-1
- 3 落札者を決定した日  
令和7年12月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日清医療食品株式会社 中国支店 支店長 藤川 久文 広島県広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー21F
- 5 落札金額  
842,531,619円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和7年10月14日